

令和6年4月 河北町農業委員会総会（第4回）

令和6年4月25日（木曜日）午後3時30分、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	岡崎 学	委員	2 番	布川 峯夫	委員	3 番	押野 利浩	委員
4 番	関 紀子	委員	5 番	奥山 ちか子	委員	6 番	木嶋 啓治	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	安部 敏明	委員	9 番	高橋 清	委員
10 番	逸見 三和子	委員	11 番	奥山 喜幸	委員	12 番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長兼農林振興課長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年4月25日（木曜日）午後1時57分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 11 番 奥山 喜幸 委員、1 番 岡崎 学 委員

日程第2 議案の審議

報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第15号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第16号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

議第17号 非農地証明願い

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 佐藤事務局長

それでは、お疲れ様でございます。定刻前ではございますけれども皆様おそろいになりましたので、只今より、4月の河北町農業委員会総会を始めたいと思います。私この4月

にまちづくり推進課の方から異動で参りました佐藤と申します。よろしくお願いいたします。それでは次第に従いまして進めたいと思います。初めに、会長から挨拶をお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、そろそろ田んぼの準備と忙しくなります。果樹の方もだいぶ早まって、何だかさくらんぼも何か全部一緒になって、昨年以上に気候が心配されるような状況でございます。また田んぼを見ても、なかなか機械が動いておりません。でも作業は順調に進んでいるようで、何を言っているかという、農家戸数といいますか、主力になる農家戸数が減って、いわゆるトラクターの動きが数台になっていると。このまま進めば本当に農地を維持していけるのか、ちょっと危惧される状況も少しずつ見え始めてきたのかなと思っております。まず皆さんには、地域の農業を守っていただくために農地等をよく見ていただいて、事故のないよう気をつけて作業していただきたいと思っております。お忙しい中ですが、今日は夕方、歓送迎会もございますので、よろしくご参加のほどお願いいたします。ご苦労さまでございます。

○ 佐藤事務局長

ありがとうございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。進行につきましては会長よりお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい議事に入る前に、今佐藤課長の方から自己紹介ありましたけども、係員の方も変わりましたので、嶋田係長の方から、一言お願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

異動で、農業委員会事務局、農地係長ということで、配属になりました。嶋田愛と申します。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは早速進めたいと思います。日程第1、議事録署名委員を指名します。

1 1 番 奥山代理、それから、1 番、岡崎委員お願いいたします。

それでは日程第2、議案の審議報第7号、農地法第3条、第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座で説明させていただきます。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号 26 番 所在地 大字溝延字不動木●●、畑、293 m²、1 筆です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後はあっせんを希望しております。

次に、申請番号 27 番 所在地 大字溝延字内堀●●、畑、ほか 1 筆で合計 387 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後も自作するとのことです。

次に申請番号 28 番 所在地 西里字次部橋●●、田、ほか 6 筆で合計 6,041 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後につきましては、田は●●さんに引き続き耕作してもらい、畑は自作するとのことです。

次に資料の 2 ページ、申請番号 29 番 所在地 大字溝延字稻荷原●●、畑、ほか 16 筆で合計 17,098 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後も自作するとのことです。

次に資料の 3 ページ申請番号 30 番 所在地 西里字下槇●●、田、ほか 4 筆で合計 1,961 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後につきましては、田は●●さんに引き続き耕作してもらい、畑は自作するとのことです。

次に申請番号 31 番 所在地 谷地字所岡●●、畑、ほか 4 筆で合計 2,246 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後について、資料ではあっせんの希望無しとなっておりますが、取得後はあっせんを希望するとのことです。資料の訂正をお願いいたします。

次に、申請番号 32 番 所在地 大字田井字一間尻●●、田、ほか 5 筆で合計 4,487 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後について、資料ではあっせんの希望有りとなっておりますが、取得後は、田は●●さんに耕作してもらい、畑は自作するとのことです。資料の訂正をお願いいたします。

以上 7 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

あっせん希望は、賃借か売買か。

○ 事務局（嶋田）

両方とも希望は売買です。

○ 議長（会長）

これは、現場を見てないからあれなんだけれども、押野委員、近々この不動木、まず、場所見ないことには。

○ 押野委員

堤防の下ですかね。

○ 議長（会長）

うん。あと、●●さんの方、●●の近くは谷地の委員の方で、現場見ないことには誰か買うとか借りるとか目途つかないでしょうから。

○ 木嶋委員

面積を見ると細かいところなんで、基盤整備なってないところなんだか。

○ 議長（会長）

とにかく現場見ないことには、まず時間見て、現場見るようにしてください。それぞれでもいいです、一緒に歩かなくても大丈夫ですのでお願いいたします。

何か皆さんからご質問ありませんでしょうか。なければ、そのように進めてください。次に進みます。報第8号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局説明お願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の4ページ、報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号35番、所在地 大字溝延字前野●●、畑、ほか1筆で合計995㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第15号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、売買のためとのことです。

次に申請番号36番、所在地 西里字白山堂●●、畑、683㎡、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、こちら、この後議第15号でご審議いただきますが、売買のためとのことです。

次に申請番号37番及び38番、所在地 谷地字十二堂●●、田、986㎡、1筆です。渡

し人の相続人代表、●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第 15 号 農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご協議いただきますが、中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に資料の 5 ページ申請番号 39 番及び 40 番、所在地 谷地字十二堂●●、田、857 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。こちらも中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 41 番及び 42 番、所在地 谷地字十二堂●●、田、ほか 1 筆で合計 1,881 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。こちらも中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 43 番及び 44 番、所在地 谷地字十二堂●●、田、1,903 m²、1 筆です。渡し人の、●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に資料の 6 ページ、申請番号 45 番及び 46 番、所在地 谷地字霊堂●●、田、646 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 47 番及び 48 番、所在地 谷地字砂田●●、田、ほか 2 筆で合計 895 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に申請番号 49 番ですが、ここで資料の訂正をお願いいたします。渡し人、●●さんとありますが、正しくは法定相続人代表 ●●さんですのでご訂正をお願いいたします。改めて申請番号 49 番、所在地 西里字下楨●●、田、2,922 m²、1 筆です。渡し人の法定相続人代表 ●●さんと、受け人の●●さんとの農地法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に資料の 7 ページ、申請番号 50 番及び 51 番、所在地 大字溝延字扇田 407、田、3,016 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に資料の 8 ページ、申請番号 52 番から資料 18 ページ 93 番につきましては、それぞれ記載のと通りの賃貸借契約の合意解約です。いずれも押切・吉田地区治水事業にかかる公共事業該当のための解約となります。

以上 59 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様です。何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。無ければこのように進めさせていただきたいと思います。議第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは資料の 19 ページ、議第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 33 番、所有権の移転です。大字田井字滝沢●●、畑、ほか 1 筆で合計 1,526 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、生前贈与ということです。

次に申請番号 34 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字草野●●、田、1,096 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、●●さんが果樹に専念したいということで、田を貸し付けるものです。

次に、19 ページと 20 ページにあります、申請番号 35 番、使用貸借権の設定です。所在地 大字溝延字毘沙門●●、畑、ほか 8 筆で合計 10,063 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小ということです。

次に、申請番号 26 となっておりますが、36 番の誤りですので資料の訂正をお願いいたします。申請番号 36 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字吉田字花ノ木●●、樹園地、1,257 m² 1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、●●さんの希望によるものということです。

次に、申請番号 37 番及び 38 番、所有権の移転です。申請番号 37 番は、谷地字根際●●、田、188 m²、1 筆で、渡し人は●●さん、申請番号 38 番は谷地字根際●●、田、463 m²、1 筆で、渡し人は●●さん外 1 名、受け人は、どちらも●●さんです。理由につきましては、●●さんの希望によるものです。

以上 6 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告をお願いします。33 番から順次お願いします。

- (33 番) 関委員
綺麗に整備されていまして問題ないと思います。
- 議長（会長）
今現在も自分でやってるんだよね。
- 関 委員
自分でやっています。
- 議長（会長）
34番お願いします。
- (34 番) 奥山委員
基盤整備なってる、ちゃんとした田んぼなので、問題はありません。
- 議長（会長）
35番お願いします。
- (35 番) 押野委員
35番、●●さん、高齢化で耕作できないということで、毘沙門の方は、現在すもも、舟戸下、前野の方はすべてさくらんぼの雨避け及び路地の樹園地になっています。●●さんは、働きに来ていた女性の方です。まず、サクランボ畑の方は、堤防建設で園地のど真ん中を横断していくという形になります。流動的な場所なので、また●●さんも手伝い程度で農業もしてないということで、注意し確認しながら見ていきたいと思います。一応、この案件については今のところ問題ないようです。
- 議長（会長）
はい。36番お願いします。
- (36 番) 堀委員
●●さんのお父さんが亡くなって、1年ぐらい管理していない樹園地で、●●さんに対して樹園地を紹介したところ、現地を確認して作ることになってます。
- 議長（会長）
37番と38番目です。
- (37 番・38 番) 岡崎委員
先日現地調査を行いました、●●さんは地区を代表する担い手で、就農2年目の期待

できる若手ですので問題ないかと思います。

○ 議長（会長）

はい。ありがとうございます。●●さんは今まで手伝いは来てたみたいけども、果樹ということで、やれるのかというか。

○ 押野委員

もともと●●さんの管理があまりよくなかったものですから、すもも、病害虫がだいぶ付いてますし、隣が私の加温ハウスなんだけど、隣の園地に迷惑がかからないよう注意しながら見ていきたいなと。

○ 議長（会長）

よろしく指導お願いいたします。何か皆さんからご質問ご意見ありますでしょうか。無ければ、このまま3条許可したいと思います。

それでは議第15号 農用地利用集積計画（案）の決定について、お願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の21ページ、議第15号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料22ページの総括表をご覧ください。賃借権の設定が57件、使用貸借権の設定が2件、所有権移転が5件の合計64件です。

資料23ページ、所有権移転です。申請番号110番、所在地 大字田井字滝沢●●、畑、ほか3筆で計1,021.32㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当323,111円、総額330,000円です。

次に、申請番号111番、所在地 西里字塩ノ渕●●、田、945㎡1筆です。渡し人は●●さん外2名、受け人は●●さんです。

売買価格は10a当250,000円で、総額236,250円です。

次に申請番号112番、所在地 大字溝延字小堤●●、畑、ほか4筆で、合計1,999㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当50,025円で、総額100,000円です。

次に資料の24ページ、申請番号113番、所在地 谷地字弥勒寺ト●●、畑、35㎡、1筆

です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当285,714円で、総額10,000円です。

次に申請番号114番、所在地 西里字白山堂●●、畑、683㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当160,000円で、総額120,208円です。

次に資料の25ページ、貸借権の設定です。申請番号115番と116番につきましては、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものになります。資料の26ページからは、中間管理事業による貸借権の設定です。ここで資料の訂正をお願いいたします。資料の33ページ、2段目、申請番号129番及び166番の利用権について、使用貸借を賃貸借に訂正をお願いいたします。26ページの申請番号117番から37ページの申請番号173番につきましては、中間管理事業による貸借権の設定で、いずれも地区の調整会議で協議されたものになります。

以上64件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。これについて売買の方だけ、123ページの110番から押野さん。

○ 押野委員

はい。●●さんは、亡くなった●●さんの息子さん。今谷地の方に住んでいますけども、これを●●さんに所有権移転ということで問題ないと思います。

○ 議長（会長）

111番、売買だけ報告してください。

○ 岡崎委員

●●さんの農地が1年間ほど遊休農地みたいになっていたのを隣地の田んぼを作っている●●さんの田んぼと一緒にするのが妥当ではないかということで話し合いを進めて売買に取り付けた形です。

○ 議長（会長）

それでは112番

○ 押野委員

●●さんの方で、前野地区、畑あとは樹園地もございます。管理されていますので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

それでは113番

○ 安部委員

隣接しており、今桃を植えているところで大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

114番お願いします。

○ 逸見委員

私の家の裏の方なんですけど、ハウスをかけて育苗とか稲とか豆とかやっています。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。皆さんの方から何か無ければこれについてこのまま進めさせてください。それでは次に議第16号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい。資料の38ページ、議第16号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、農地中間管理機構に要請するために審議をお願いするものです。

ここで資料の訂正をお願いいたします。資料の39ページ、一番右の欄の備考（通し番号）の4番から8番の5件について、資料の真ん中あたり、「権利の内容（利用目的）」のところですが、普通畑を水田に訂正をお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画（案）移転ということで、39ページと40ページ、農地中間管理事業における借受者の変更となります。内容につきましては、一覧のとおりで、いずれも地区の調整会議で協議されたものです。

以上18件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ご意見。無ければ、このまま進めたいと思います。

次に、議第17号非農地証明願について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

資料の41ページをご覧ください。議第17号 非農地証明願についてです。申請番号1番、所在地 谷地字沢畑●●、田、153㎡と、谷地字沢畑●●、田、147㎡です。申請事由につきましては、平成6年頃に申請者 ●●さんのお父様が許可を受けずに庭を造成

し、物置小屋を建築して現在に至っております。

申し訳ありません、事由の欄、平成6年の6が抜けておりますのでご記入お願いいたします。

資料の42ページが案内図で、43ページが大変見えづらいのですが、現況写真になります。●●に小屋があり、●●が庭として利用されております。農地としては利用が出来ないとのことで、非農地証明願いが出されたものです。

以上よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地確認の報告をお願いします。

○ 木嶋委員

はい、現地確認に行ってきました。説明のとおり庭と立派な車庫があって、これは農地とはみなされなく、証明願大丈夫だと思います。

○ 奥山委員

ちなみに、いつも非農地証明だと何か反省文みたいな、始末書をつけていたかと思うんですけども。

○ 議長（会長）

事務局、無断転用のこういう案件があったとき、始末書というか一筆もらってください。あと、何か皆さんから、なければこのように許可したいと思います。それでは、総会の方、これで終了します。

午後2時50分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年4月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
